

船舶事故調査報告書

平成26年11月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	投網者死亡
発生日時	平成26年5月14日 07時30分ごろ
発生場所	富山県富山市に所在する神通川の富山大橋上流200m付近 富山市所在の有沢新四等三角点から真方位051°720m付近 （概位 北緯36°41.5′ 東経137°11.9′）
事故調査の経過	平成26年5月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ろかい船（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約8.25m×約1.2m×約0.3m、FRP 機関なし、進水不明
乗組員等に関する情報	船頭 男性 72歳 投網者 男性 70歳
死傷者等	死亡 1人（投網者）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船頭及び投網者が乗船し、さくらますの投網漁のため、富山大橋下の係留場所から船竿とろを操作し、同橋の上流約200m付近に到着した。</p> <p>本船は、船頭が船尾に座り、投網者が船首の足場に立って網を投げ入れたところ、平成26年5月14日07時30分ごろ、網が川底に掛かり、投網者が船首方に引っ張られて右舷側から落水した。</p> <p>本船は下流に流されながら、船頭が、すぐに助けようとしたが救出できず、船を岸に寄せ、本船所有者に本事故の発生を連絡し、本船所有者は、警察署及び消防署へ事故の発生を通報後、すぐに事故現場へ向かい、船頭と合流して本船に乗船し、投網者の捜索を行った。</p> <p>投網者は、その後、本船所有者及び消防隊員が乗った本船により、09時02分ごろ、落水した場所付近で発見され、救急車で病院へ搬送されたが、溺水による死亡と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船、写真2 本事故当時の投網者の投網ロープの末端、写真3 推奨される投網ロープの末端1、写真4 推奨される投網ロープの末端2、写真5 推奨され</p>

	る投網ロープの末端3 参照)
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 水象：水上 平穏、水温 約12℃
その他の事項	<p>船頭及び投網者は、約20年間、神通川でろかい船によるさくらますの投網漁を行っていた。</p> <p>船頭及び投網者は、本事故発生場所付近では、今年、初めて投網漁を行った。</p> <p>富山大橋北方（下流）約900mに位置する神通大橋の本事故時の水位は、1.44mであった。</p> <p>神通川は、本事故当時、ふだんの水量であった。</p> <p>さくらますの投網漁は、ろかい船の船尾を下流側にし、船頭が船尾に座って船竿とろを操作し、船首の足場に船尾方向を向いて立った投網者が、船頭の合図により、船体を左右に揺らして船首斜め上流方向に網を投げ入れ、その後、網を引き揚げるものであった。</p> <p>投網者は、網が川底に掛かった際、本船からの転落を防ぐため、投網ロープの末端が手元から外れるよう、ロープの末端にゴムを取り付けてゴムの部分を手首に巻くか、ロープの末端を親指、小指、手の甲に巻き付けていたが、本事故当時、ロープの末端を手首に巻いており、使用していた投網ロープの末端にはゴムが取り付けられていなかった。</p> <p>投網者は、投網ロープの末端を手首に巻いた状態で発見された。</p> <p>投網者の健康状態は良好であった。</p> <p>投網者の服装は、帽子、上着に雨合羽を着用して胴付長靴を着用していた。</p> <p>船頭及び投網者は、本船所有者から投網漁を行う際は、投網ロープ末端にゴムひもを付けたものの使用と、救命胴衣に、長靴若しくは胴付長靴を着用するように言われていた。</p> <p>船頭及び投網者は、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p> <p>船頭 あり、投網者 あり なし なし</p> <p>投網者の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、神通川の富山大橋の上流約200m付近において、さくらますの投網漁に従事中、投網者が、網を投げた際、網が川底に掛かったことから、引っ張られて落水し、溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>投網者は、投網ロープの末端を手首に巻かず、網が川底に掛かった際、投網ロープが抜けるようにしておくとともに、救命胴衣を着用していれば、救助された可能性があると考えられる。</p>

<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、神通川の富山大橋の上流約200m付近において、さくらますの投網漁に従事中、投網者が、網を投げた際、網が川底に掛かったため、引っ張られて落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣の着用を心掛けること。 ・投網者は、投げた網が川底に掛かった場合、投網ロープが手から抜けやすくしておくこと。

付図1 事故発生経過概略図



写真1 本船



写真2 本事故当時の投網者の投網ロープの末端



写真3 推奨される投網ロープの末端1



写真4 推奨される投網ロープの末端2



写真5 推奨される投網ロープの末端3

